沖縄県	女	55―59歳	0.105	0.043	0.293	0.000
沖縄県	女	60―64歳	0.099	0.105	0.442	0.006
沖縄県	女	65―69歳	0.088	0.091	0.324	0.040
沖縄県	女	70―74歳	0.066	0.081	0.500	0.040
沖縄県	女	75―79歳	0.082	0.104	0.338	0.084
沖縄県	女	80―84歳	0.132	0.143	0.208	0.366
沖縄県	女	85―89歳	0.165	0.161	0.114	0.330
沖縄県	女	90歳以上	0.303	0.258	0.241	0.694

別表第二から別表第四までを削る。

○厚生労働省告示第百十四号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十九年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十九年度雇用施策実施方針の策定に関する指針

目次

第一　趣旨

第二　平成二十九年度の重点施策

一　非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等

㈠　非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等

㈡　長時間労働の是正

㈢　ワーク・ライフ・バランスの実現

二　人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備

㈠　全産業の労働生産性の向上

㈡　人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進

三　地方創生の推進

㈠　都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催

㈡　地方創生に向けた地域雇用対策の推進

㈢　地域のニーズを捉えた能力開発の推進

㈣　地方拠点強化税制の活用促進

四　女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

㈠　女性活躍推進の実効性確保

㈡　女性の再就職支援の一層の推進

㈢　ひとり親に対する就業対策の強化

五　若者の活躍推進

㈠　新卒者等の正社員就職の支援

㈡　フリーター等の正社員就職の支援

㈢　ニート等に対する就労支援の推進

六　高年齢者の活躍推進

㈠　企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進等

㈡　高年齢者の再就職支援の強化

㈢　地域における就業機会の確保に向けた取組の充実

七　障害者、難病・がん患者等の活躍促進

㈠　障害者及び企業への職場定着支援の強化

㈡　多様な障害特性に応じた就労支援の推進

㈢　がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就労支援の強化等

㈣　生活困窮者に対する就労支援の強化等

㈤　障害者の職業能力開発の推進

八　外国人材の活用・国際協力

㈠　留学生・定住外国人の就職支援の更なる展開と支援体制の強化

㈡　技能実習制度の適正かつ円滑な推進

九　重層的なセーフティネットの構築

㈠　求職者支援制度によるセーフティネットの確保

第一　趣旨

この指針は、都道府県労働局長が、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第一項の規定に基づき、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を策定するための指針である。

国と地方公共団体との連携強化の方向性は、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指すことであり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）において、公共職業安定所利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方公共団体の連携を抜本的に拡充した新たな制度が構築された。

具体的な取組としては、国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、都道府県労働局長と地方公共団体の長による雇用対策協定の締結や、公共職業安定所の求人情報・求職情報を地方公共団体等にオンラインで提供する取組、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う福祉等の業務を一体的に実施する取組、国と市町村が連携して設置するふるさとハローワークでの就職支援、各種の共同事業等がある。

これらの取組については、都道府県労働局と地方公共団体が日頃から意思疎通を図り、利用者の様々なニーズにきめ細かく応え、着実に成果を上げていくことが重要である。

このため、雇用対策協定に基づく運営協議会又は雇用対策連絡調整会議の開催、都道府県労働局職業安定部長を連絡責任者とする地方公共団体との連絡窓口の活用、また、各都道府県の労働力需給推計等の政策立案に資する情報の共有等を通じて、地方公共団体と一層緊密な連携・協力関係を構築する必要がある。

都道府県労働局長は、この指針を踏まえ、都道府県知事の意見を聞いて雇用施策実施方針を定め、国の講ずる雇用に関する施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

第二　平成二十九年度の重点施策

一　非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等

㈠　非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等の取組等

ア　非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等

都道府県労働局においては、「都道府県正社員転換・待遇改善実現本部」を設置し、平成二十八年度から五年間の非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向け、地域の実情に応じた具体的な施策や数値目標を盛り込んだ「地域プラン」を策定している。これらの施策の推進及び目標の達成に当たり、地方公共団体の協力が非常に重要であることから、引き続き都道府県労働局は地方公共団体との積極的な連携を図りながら、非正規雇用労働者の正